

# アツカリ約款

2024年7月1日実施

リニューアブルトレード株式会社

# 料金その他の供給条件の内容

## I 本則

### 1. 対象となるお客さま

当社の電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、原則として、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 需要場所および当該需要場所と電氣的に接続している発電場所において、この料金その他の供給条件（以下「料金表」といいます。）による需給契約（以下「当該需給契約」といいます。）と、太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款（以下「買取約款」といいます。）による受給契約（再生可能エネルギー固定価格買取制度の対象となる受給契約は除きます。以下「当該受給契約」といいます。）を締結していること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、4（契約容量および料金）により算定された料金（以下「料金」といいます。）を請求でき、または支払えること。

### 2. 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、変更後の料金表の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、変更後の料金表の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) 当社は、この料金表を変更する場合、変更後の料金表の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金表の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

### 3. 定 義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 需給契約等料金

需給契約の料金の基本料金および電力量料金を足し合わせた金額をいいます。

4. 契約容量および料金

イ 契約容量

契約容量は、この料金表による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合、この料金表による電気の需給契約の申込みの際の契約容量を基準として定めます。ただし、これによりがたい場合は、Ⅱ（実施細目）1（契約容量）にもとづき契約容量を定めます。

ロ 料金

料金は、需給契約等料金、需給約款附則1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」といいます。）、需給約款第6条及び附則2に基づき算定された燃料費調整額（以下「燃調費」といいます。）及び需給約款第28条に基づき算定された調達調整費の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(0) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

（東北電力エリア）

(1) 基本料金

a 契約容量が6kVA以下の場合

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,620円00銭 |
|--------|-----------|

b 契約容量が6kVAをこえる場合

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1契約につき最初の6kVAまで | 1,620円00銭 |
| 上記をこえる1kVAにつき   | 203円00銭   |

(0) 電力量料金

|         |        |
|---------|--------|
| 1kWhにつき | 26円80銭 |
|---------|--------|

(東京電力エリア)

(1) 基本料金

a 契約容量が6kVA以下の場合

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,620円00銭 |
|--------|-----------|

b 契約容量が6kVAをこえる場合

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1契約につき最初の6kVAまで | 1,620円00銭 |
| 上記をこえる1kVAにつき   | 203円00銭   |

(0) 電力量料金

|         |        |
|---------|--------|
| 1kWhにつき | 26円80銭 |
|---------|--------|

(中部電力エリア)

(1) 基本料金

a 契約容量が6kVA以下の場合

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,755円00銭 |
|--------|-----------|

b 契約容量が6kVAをこえる場合

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1契約につき最初の6kVAまで | 1,755円00銭 |
|-----------------|-----------|

|               |         |
|---------------|---------|
| 上記をこえる1kVAにつき | 243円00銭 |
|---------------|---------|

(0) 電力量料金

|         |        |
|---------|--------|
| 1kWhにつき | 23円80銭 |
|---------|--------|

(関西電力エリア)

(1) 基本料金

a 契約容量が6kVA以下の場合

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,755円00銭 |
|--------|-----------|

b 契約容量が6kVAをこえる場合

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1契約につき最初の6kVAまで | 1,755円00銭 |
| 上記をこえる1kVAにつき   | 243円00銭   |

(0) 電力量料金

|         |        |
|---------|--------|
| 1kWhにつき | 23円80銭 |
|---------|--------|

(中国電力エリア)

(1) 基本料金

a 契約容量が6kVA以下の場合

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,755円00銭 |
|--------|-----------|

b 契約容量が6kVAをこえる場合

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1契約につき最初の6kVAまで | 1,755円00銭 |
|-----------------|-----------|

|               |         |
|---------------|---------|
| 上記をこえる1kVAにつき | 162円00銭 |
|---------------|---------|

(0) 電力量料金

|         |        |
|---------|--------|
| 1kWhにつき | 23円80銭 |
|---------|--------|

(九州電力エリア)

(1) 基本料金

a 契約容量が6kVA以下の場合

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,755円00銭 |
|--------|-----------|

b 契約容量が6kVAをこえる場合

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1契約につき最初の6kVAまで | 1,755円00銭 |
| 上記をこえる1kVAにつき   | 203円00銭   |

(0) 電力量料金

|         |        |
|---------|--------|
| 1kWhにつき | 23円80銭 |
|---------|--------|

5. 料金等の適用開始の時期

料金等の適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

6. 使用電力量の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

(2) 料金の算定期間の使用電力量は、次により算定いたします。

料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、

小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、一般送配電事業者から当社への電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、電力量が確定できない場合、確定するまで料金の算定は致しません。

## 7. 料金等の算定

料金等は、次の場合を除き、料金等の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
- ロ 契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合

## 8. 日割計算

当社は、7（料金等の算定）(1)イ、またはロの場合は、次により料金を算定いたします。

- (1) 基本料金または最低月額料金は、別表1（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
- (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- (4) 燃調費は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- (5) 調達調整費は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- (6) 上記（1）～（5）によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

## 9. 契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。ただし、当社は、この契約種別を終了する場合、契約終了の3ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、契約を終了することがあります。

また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

## 10. お預かり電力量

お預かり電力量は1月の余剰電力の内、60kWhを上限といたします。また、お客さまの買電量がお預かり電力量を下回った場合は、繰越お預かり電力量とし翌月に繰り越します。

繰越電力量の上限は120kWhとします。

預かり電力量が60kWhを超えた余剰電力については、太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款に順ずるものとします。

## 11. その他

- (1) 需給約款19（契約解除）による場合、需給契約を解約することがあります。
- (2) その他の事項については、需給約款または買取約款に定めるところによるものといたします。
- (3) 繰り越し電力量を保有した状態で解約など、本契約を解消する場合、繰り越し電力量を清算し（清算の計算は、繰越電力量に買取約款で定める単価を掛け算して行います）、ご指定の口座に振り込みます。なお、振込手数料は当社負担といたします。
- (4) 当該発電設備の発電電力量に含まれる非化石価値は当社に帰属とするものといたします。



## Ⅱ 附則

### 1 実施期日

この約款は、2024年7月1日から実施いたします。

### 2 料金表の変更にかかわる取扱い

本則2（料金その他の供給条件の変更）(1)、(2)および(3)は、附則1（実施期日）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 当社は、この料金表を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

(2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

## 別表 1（日割計算の基本算式）

基本料金を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{暦日数})$$